立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定による。

立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年立川市条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附則	附則
1略	1略
2 <u>令和7年度</u> における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわ	2 <u>令和6年度</u> における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわ
らず、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定	らず、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定
める額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じ	める額に、100分の120を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じ
た支給割合を乗じて得た額とする。	た支給割合を乗じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。